

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和4年12月5日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

太田貴雄、浅沼都、川内十郎、児成剛、瀧容子、堀場竜介、横濱竜也(以上学識経験者)、近藤浩志、野末寿一(以下弁護士)、穀山未来(検察官)、家令和典、森脇江津子(以上裁判官)

(説明担当者)

椎野肇(首席家庭裁判所調査官)、粉川聡子(次席家庭裁判所調査官)、川合智久(次席家庭裁判所調査官)

(庶務)

森秀樹(総務課長)

4 議事内容等

- (1) 新任委員2名から自己紹介があった。
- (2) 川合次席家庭裁判所調査官から、前回の家庭裁判所委員会(テーマ「少年保護事件の補導委託制度と補導委託先の確保について」)における意見交換を踏まえて、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。
- (3) 今回のテーマである「家事事件手続における子の福祉への配慮について」について、粉川次席家庭裁判所調査官から、子をめぐる紛争を取り巻く社会の動き、子をめぐる紛争に関する家事事件手続の概要、家庭裁判所の手続における子の福祉への配慮の取組及び家庭裁判所調査官による子どもの調査について説明を行い、家庭裁判所調査官が子の調査のために使用する児童室を見学した。その後、家事事件手続、中でも調停手続における子の福祉への配慮の取組に関し、さらなる工夫や有効策等について委員それぞれの立場からの意

見等を求めたところ、各委員から次のような意見等が述べられた（○は家裁委員の発言、●は説明担当者の説明である。）。

- 普通に生活をしていると調停手続等について知る機会がないので、周知などに力を入れていくといいのではないか。また、パンフレット等を作成して、子の福祉に携わる団体や施設に配付して周知するような取組をしてもいいのではないか。そのような取組にもっと予算がついてもいいように思う。
- 面会交流を検討する際には、安心して面会交流を行うことのできる場所が提供できれば、両親も安心して手続を進めることができると思うので、そのような場所の確保についても検討できるといいように思う。
- 親権の話をする際、子の福祉を尊重していくことは当事者（親）にとって重要なことであるが、実際に手続が始まると、当事者自身精神的に余裕の持てない状況の中で、冷静な判断をすることが難しい場合もあるのではないかと思う。子の福祉に関して、紛争状態に陥る以前に、広く一般に周知できていれば、親として冷静に判断できるケースも増えてくるのではないか。
- 行政において離婚後の支援に携わる中で、子の利益にあまり触れられていないと感じることがある。子が意見を表明していい存在であるという認識や子の意見を聞くという習慣が、大人の方に十分に備わっていないのではないかと常々感じている。こども基本法（2023年4月1日施行予定）が整備され、子の意見表明の権利が明文化されたことにより、子の意見を聞くということが広がっていくと思うが、現状では、マンパワーが足りず、子の意見を聞く場所や場面を作ることが難しいため、色々な取組によって、普段から子が意見表明できることが社会に浸透していけばいいと思う。
- 例えば、子ども同士が喧嘩した際、子ども同士で解決している場合であっても、親が納得できないというケースが多い。子にとって何がいいのかということよりも親自身の思いを優先させてしまうケースが増えてきていると感じるので、子の意見を聞くことや、子を尊重するということの大切さを発信していくことは重要だと思う。また、家庭裁判所調査官による調査で使用される児童室を見せてもらったが、子どもは大人が考える以上に大人の顔色を見ており、大人に忖度することが多いので、子どもが言ったことが本心からのもの

のなのかということには十分注意しながら聞く必要があると思う。

- 子の意見表明の話があったが、まだ意思の疎通もできないような幼いとき、それこそ親の顔も覚えていない頃に両親が離婚した場合などについては、その子が大きくなるにつれ、その時々で同居親や別居親に対する気持ちにも変化があるような気がする。子の発達段階に応じて、一つの結論に終始するのではなく、例えば親権を交替するなどのフレキシブルな制度が必要ではないかと思う。
- 子の監護者の指定や面会交流などの事件の推移を見ると、この20年の間で数倍になっていて、増加傾向が顕著である中、家庭裁判所の役割、特に子の状況等を調査する家庭裁判所調査官の役割が重要度を増していると思うので、家庭裁判所調査官に関しては、十分な人員を配置することが望ましいと思う。また、親ガイダンスの話があったが、結局、子どものことを考え、見守っていくのは親なので、子の福祉とは何かを親にしっかりと理解してもらうことが大事である。とはいえ、親も頭では分かっているが、紛争の最中にあって中々理解が進まないところがあるので、例えば、家庭裁判所調査官がカウンセリング的なアプローチによって当事者に寄り添いながら子の福祉について親に考えさせることができれば、少しずつでも親の理解が進むのではないかと思う。
- 子の親権を争う際、子への愛情のみならず、相手方に対する憎しみから子を渡したくないと思っている親も多く、そうした事案の場合、調停委員や家庭裁判所調査官の力を借りながら時間をかけて解決していくしかないと思う。調停委員や家庭裁判所調査官に辛抱強く当事者の話を聞いてもらい、子どもの気持ちが親にうまく伝わるように働きかけてもらうことで、良い方向に向かうことができる。今後も、離婚等に伴う子をめぐり紛争事案は増えていくと思われるので、子どもに関わる家庭裁判所調査官のマンパワーの確保に力をかけてもらいたい。また、本日見学させていただいた児童室が、支部も含め、全国の家庭裁判所があればいいと思う。
- 面会交流の事件では、両親が互いに意地を張り合ったり、頑なに自分の考えに固執してしまうことがあり、その場合、家庭裁判所調査官が丁寧な調査を行っても、調査結果を受け付けない親もいる。子どもをめぐっての紛争は難しいことも多いが、限られた時間の中で可能な限り早期に丁寧な対応をしていただければと思う。

- 家庭裁判所の調停が、非常に丁寧に行われていることが分かった。先程、申立件数の増加という話があり、件数が数倍に増えているということであるが、裁判所では、予算や人員等についての課題をどのように考えているのか。
- 20年程前に比べ、事件の増加に応じて、家庭裁判所の事件を専任で担当する裁判官は増えてきているように思われる。今後の課題としては、家庭裁判所調査官の人材を確保することだと思っており、志望者の増加に向けた対策が重要となっている。
- 家庭裁判所調査官は、何人ぐらいいるのか。
- 全国で約1、600人である。
- 静岡家裁には、何人ぐらいいるのか。
- 支部も含めると約40人である。
- 家庭裁判所調査官になるためには、どのような知識が必要になるのか。また、採用試験はどのようなものなのか。
- 裁判所職員採用試験の総合職試験の中に、家庭裁判所調査官補の試験があり、それを受験することになる。1次試験は、基礎能力試験であり、公務員として必要な基礎的な能力についての試験となっている。2次試験は、家庭裁判所調査官補に必要な専門的知識についての試験であり、心理学、教育学、福祉、社会学及び法律学の領域から出題される問題の中から選択して回答する形式となっている。試験地は、全国に複数設けられており、受験に便利な試験地を選択できる。採用時の勤務地は、全国の大規模の家庭裁判所の中から決定されることになっている。家庭裁判所調査官の仕事を務めるには、専門的な知識や技法を習得する必要があるため、採用後、直ちに裁判所職員総合研修所に入所し、家庭裁判所調査官養成課程において、約2年間にわたり家庭裁判所調査官に任命されるための養成研修を受けることになる。
- 先ほど、家庭裁判所調査官の人材確保が課題という話があったが、受験者が少ないということか。
- 受験者数は減少傾向にある。少子化の影響に加え、任用後の異動の範囲が全国に及ぶということも一因になっていると思われる。
- 何人ぐらい必要なのか。

- 職員の定員数は定められているので、我々がお答えする立場にないが、受験者が増えることによって、知識や経験の豊富な優秀な人材を得られる可能性が高くなる。
- 事件数が増えている中で、人員は充足しているのか。子の福祉を実現するための重要な役割を果たしている家庭裁判所調査官の人員は、適正に定められていると言えるのか。
- 人員については、我々がお答えできることではないが、家庭裁判所調査官は、家事事件と少年事件を扱っており、その時々的事件数の推移等により、それぞれに割り当てる人員を調整しながら事件処理を行うなど工夫をしている。また、家事事件の中でも、家庭裁判所調査官の専門性をより生かせる分野でその力を発揮できるよう、家庭裁判所調査官が主に関与する事件の整理もされてきている。
- 子どもから本心を聞き出す、あるいは物事を聞き出すというのは、非常に難しいと思うので、児童心理学や発達等に関する専門家の意見なども活用して、聴取技法の知見等を深めるのもいいのではないかと思う。また、家事事件に関わる子どもが精神的にダメージを負うというのは、どれだけ配慮しても生じ得るものだと思うので、何らかの形で専門医等の関係機関につなげるといったような窓口的な役割を家庭裁判所が担えるようになるのではないのか。
- 裁判所は、組織の性質上、紛争もしくは非行等を契機にしないと、その問題に関与することができない受動的な機関である。したがって、子の福祉に関わることについて、家庭裁判所が全てを引き受けるわけにはいかず、色々な分野の関係機関と連携しながら取り扱うことになる。家庭裁判所においても、子どもに関する事件は最重要事項と認識しており、一つ一つの事案について一生懸命対応することになるが、公務員の人員は増えづらい状況にあるので、そうした中、家庭裁判所調査官が能力を最大限発揮できるよう、合理的な事務処理を検討している。これからも、子の利益の確保、実現に向けて、社会の色々な分野で協力し合い、それぞれの分野で力量を高めていくことが大事なのではないかと思う。

5 次回テーマ及び期日

今回は、家事調停手続におけるウェブ会議について取り上げることになり、期日は、令和5年6月19日（月）午後3時から午後5時までとした。